給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号

愛媛県四国中央市上分町510番地７
再生債務者　高橋伸一呂
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年５月30日まで
平成25年５月８日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再ロ）第４号

大阪府寝屋川市緑町28番14号
再生債務者　沖原　恭子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月５日まで
平成25年５月８日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号

埼玉県坂戸市西坂戸２丁目３番19号
再生債務者　木野　建洋
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月10日まで
平成25年５月８日　さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０００８号

東京都日野市豊田１丁目13番地の１ライオンズマンション豊田南803
再生債務者　瀬戸　雅彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月９日　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再ロ）第１０号

香川県東かがわ市横内441番地５
再生債務者　松下　清伯
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月９日　高松地方裁判所破産・再生係

企業年金基金変更公告

キョーリン企業年金基金の事務所の所在地に変更がありましたので、確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
２．旧事務所の所在地　東京都千代田区神田駿河台２丁目５番地
３．変更年月日　平成25年５月７日

平成 25 年５月 17 日

キョーリン企業年金基金
理事長　伊藤　洋

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月二十五日
掲載頁　四十八頁（号外第八十九号）
（乙及び丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年五月十七日
東京都港区虎ノ門三丁目八番二五号ＴＳＧ
ＡＴＥＳ
（甲）株式会社ピー・エム・ワークス
代表取締役　土屋　洋泰
東京都港区虎ノ門三丁目八番二五号ＴＳＧ
ＡＴＥＳ
（乙）有限会社ヒー・エー・アール
代表取締役　土屋　洋泰
東京都港区虎ノ門一丁目一六番八号石井ビル
（丙）有限会社ツチヤホールディングス
取締役　土屋　昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月一日
掲載頁　五十九頁（号外第九十二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月一日
掲載頁　五十九頁（号外第九十二号）
平成二十五年五月十七日
東京都港区六本木六丁目１０番１号六本木ヒルズ森タワー三九階
（甲）株式会社セールスフォース・ドットコム　代表取締役　宇陀　栄次
東京都港区六本木六丁目１０番１号六本木ヒルズ森タワー三九階
（乙）ＳＦＪＨ株式会社
代表取締役　橋本　卓郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月二十五日
掲載頁　四十八頁（号外第八十九号）
平成二十五年五月十七日
静岡県浜松市東区笠井新田町六七六番地
（甲）株式会社クレステック
代表取締役　髙林　彰
静岡県浜松市東区有玉北町三九三番地
（乙）株式会社シーズプランニング
代表取締役　髙林　彰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年五月二十七日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をしております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　中部経済新聞
掲載の日付　平成二十四年六月二十七日
掲載頁　三頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第一四〇号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十七日
掲載頁　八十四頁（号外第一四〇号）
平成二十五年五月十七日
愛知県一宮市開明字小原道東二〇番地
（甲）株式会社ベルキッチン
代表取締役　竹内　敏
岐阜県瑞浪市陶町大川八〇九番地三六
（乙）株式会社東海ベルキッチン
代表取締役　竹内　敏
愛知県一宮市開明字小原道東二〇番地
（丙）株式会社ベルキッチントランス
代表取締役　竹内　敏

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年四月二十六日に終了しており、乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二日
掲載頁　七十七頁（号外第一四四号）
平成二十五年五月十七日
名古屋市南区滝春町一番八〇
（甲）株式会社オルカ・インベストメント
代表取締役　宇津木　滋
名古屋市南区滝春町一番八〇
（乙）鯱バス株式会社
代表取締役　二宮　安治